

議案第25号

勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について

勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)等の施行に伴い、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例(平成 27 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額__に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に基づき、子どものための教育・保育に関する利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)__に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第 3 条 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額<u>等</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に基づき、子どものための教育・保育に関する利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)<u>等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第 3 条 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2・3 (略)</p>

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第22号)第2条に規定する保育園(以下「市立保育園」という。)又は勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第27号)第2条に規定する幼稚園(以下「市立幼稚園」という。)から特定教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から、前条第1項又は第2項の規定により規則で定める額を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条第3項の規定により規則で定める額を徴収する。

(延長保育料)

第5条 市長は、市立保育園において保育必要量の範囲を超えて保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から、延長保育料を徴収する。

2 (略)

(一時預かり利用料)

第6条 市長は、市立幼稚園において教育時間の終了後、教育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から、一時預かり利用料を徴収する。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第22号)第2条に規定する保育園(以下「市立保育園」という。)又は勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第27号)第2条に規定する幼稚園(以下「市立幼稚園」という。)から特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から、前条第1項又は第2項の規定により規則で定める額を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から前条第3項の規定により規則で定める額を徴収する。

(延長保育料)

第5条 市長は、市立保育園において保育必要量の範囲を超えて保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から、延長保育料を徴収する。

2 (略)

(一時預かり利用料)

第6条 市長は、市立幼稚園において教育時間の終了後、教育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から、一時預かり利用料を徴収する。

<p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第7条 市長は、<u>支給認定保護者</u>が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第7条 市長は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、令和元年10月以降の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。